

企画調整部設置要綱

設置要綱

(目的)

第1条 事業環境は複雑多岐にわたりがつスピード感のある対応が求められている現状に鑑み、対応の遅れ自体が二次的な不満要素になり得る状況を踏まえ、問題が山積する中、課題解決に向けては担当間の調整も必要であることから、「役員会で審議を必要とし緊急かつ担当間での調整等の必要があると会長が判断する事案」について検討することを目的として、芹田地区住民自治協議会(以下「住自協」という。)に「企画調整部」を設置します。

(企画調整部の位置づけ)

第2条 企画調整部は第1条の趣旨に鑑み、会長直轄組織とし、特別な事案を除いては事業全般を総括できるものとします。

(職務)

第3条 企画調整部は、会長から指示された事案について協議・検討を行い、会長に改善策等を提言することとします。

(委員)

第4条 企画調整部には、次の委員をおきます。

- (1) 企画調整部長
 - (2) 企画調整部員…住自協副会長及び会計、各ブロックから選出された者1名、部会代表1名が任に当たります。
 - (3) (1)及び(2)に加えて、会長が指名する者
- 2 企画調整部長の選任は、委員の互選によります。
- 3 企画調整部長は、第2条に掲げる事項が発生した場合には、速やかに、委員会を招集しその解決等に当たります。また、その進捗状況については、役員会において適宜報告、議決等を得るものとします。

(委員の任期)

第5条 企画調整部の委員の任期は、原則2年とします。但し、第2条に定める事案が終結するまでの間、若しくは会長が交代するまでの間、引き続き当該事案の解決に当たるものとします。

(委員会の招集)

第6条 企画調整部長は、会長から第2条に定める事案についての検討等の指示があった場合には、速やかに企画調整部会を招集するものとします。
なお、議題の決定、議決等への進行方法等は会長との調整を密にするものとします。

(事務局)

第7条 企画調整部の事務局は、芹田地区住民自治協議会事務局内におきます。

(経費)

第8条 企画調整部の活動経費については、住自協会則に定める経費をもって充てます。
なお、会計年度、帳簿等については、住自協会則に準じます。

(雑則)

第9条 この企画調整部設置要綱に定めるもののほか、企画調整部の運営に必要な事項に関しては、住自協会則等関係規約に準ずるものとします。

附則

この企画調整部設置要綱は、令和 7年 1月 14日(役員会議決日)から施行します。